

令和5年第9回下松市教育委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和5年9月28日(木) 午後1時30分～午後2時15分
- 2 開催場所 下松市役所 5階 501会議室
- 3 出席委員等

教育長	玉川 良雄
委員	江口 雄二
委員	白木 正博
委員	林 哲人
委員	木佐谷 真理子
- 4 会議に出席した事務局職員

教育部長	河村 貴子
教育次長	深野 浩明
学校教育課長	藤田 康伸
学校給食課長	小林 政幸
生涯学習振興課長	引頭 康行
図書館長	長弘 純子
- 5 会議の書記 教育総務課課長補佐 金子 麻紀
- 6 会議録の署名委員 林 哲人 木佐谷 真理子
- 7 会議の傍聴人 0人
- 8 会議に付した議題
 - (1) 議案第9号 下松市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について
 - (2) 議案第10号 下松市市民交流拠点施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
 - (3) 議案第11号 下松市教育委員会事務事業点検評価について
 - (4) 報告第24号 専決処分について
- 9 会議の付議の顚末

○教育長 それでは、第9回の下松市教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録署名委員は、林委員、木佐谷委員でお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

- (1) 議案第9号 下松市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第10号 下松市市民交流拠点施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

○**教育長** （１）議案第９号、下松市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について、
（２）議案第１０号、下松市市民交流拠点施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

一括で審議したいと思います。

担当課長のほうでご説明をお願いいたします。引頭生涯学習振興課長。

○**生涯学習振興課長** 議案第９号、下松市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について及び議案第１０号、下松市市民交流拠点施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

資料は１ページからになります。

これらの議案は、いずれも１０月１日から施行されるインボイス制度に対応するため、様式を変更するものでございます。

具体的にはまず、公民館条例のほうの２ページをご覧ください。

表の右下のほうに、消費税額（税率１０％）という欄を新たに設けております。

それから、左下に、下松市の事業者としての登録番号を記載しております。改正内容はこのようになっております。

議案第１０号のほうは、４ページになります。

こちら表の中に、消費税の記載欄、それから下松市役所の事業所番号を記載しております。いずれも、公民館と市民交流拠点施設が発行する使用許可証兼領収書の改正となっております。

説明は以上になります。

○**教育長** ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。
白木委員。

○**委員** これは使用料の合計は変わらないということでしょうか。内税でやったということですか。

○**教育長** 引頭課長。

○**生涯学習振興課長** 内税になります。

○**委員** 使用料の合計は変わらないということですね。

○**生涯学習振興課長** はい。

○**教育長** そのほかございますか。

このインボイス制度、教育委員会関係の改正は、この２つですか。他は変わらないですか。現時点ではこの２つということでしょうか。

○**生涯学習振興課長** 生涯学習振興課関係はこの２つでございまして、あとはスターピアにつきましては、規則や条例で定める様式ではないため、領収書を任意の文化振興財団が発行する様式で領収書を発行しております。そちらのほうに財団の番号や消費税額を記載するように変更するので、条例や規則を改正する必要はありません。

○**教育長** 文化財団関係ということですね、分かりました。

その他よろしいですか。引頭課長。

○生涯学習振興課長 その他、市の共通の様式を使うものにつきましては、別に市のほうで変更の改正を行っております。

以上です。

○教育長 ありがとうございます。

そのほかございますか。

ご意見がないようです。この議案第9号、第10号につきまして、異議のある方はございますか。

では、異議なしということで可決してよろしいでしょうか。

議案第9号、第10号につきましては、全員異議なしということで可決いたします。

(3) 議案第11号 下松市教育委員会事務事業点検評価について

○教育長 続きまして、(3) 議案第11号、下松市教育委員会事務事業点検評価についてを議題といたします。

担当のほうで説明をお願いいたします。深野教育次長。

○教育次長 議案第11号、下松市教育委員会事務事業点検評価について、説明いたします。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条、また下松市教育委員会事務事業点検及び評価実施要綱の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検評価を行った結果についてお諮りするものであります。

別添の令和5年度(令和4年度対象)事務事業評価報告書をご覧くださいければと思います。

表紙の次のページに、事業名の一覧を掲載しております。

事業数につきましては、全35事業となっております。

内訳につきましては、教育総務課が5事業、学校教育課が10事業、学校給食課が1事業、生涯学習振興課が16事業、図書館が3事業となっております。

続きまして、3ページから4ページにかけて、担当課による自己評価の集計を載せております。

妥当性・有効性、こういう点につきましては、おおむね適切との評価となっております。

関与性につきましては、市が実施主体の事業が約91%、市が民間サービスを補完している事業が約9%という結果となっております。

総合評価におきましては、33事業が継続と評価、縮小及び拡充と評価した事業がそれぞれ1事業となっております。

5ページからにつきましては、3名の事務事業点検評価委員の意見を掲載しております。

頂きました意見を踏まえまして、今後、各事業のさらなる充実に努めてまいりたいと考

えております。

説明は以上となります。ご審議よろしく願いいたします。

○**教育長** それでは、本年度の事務事業評価についての説明をしていただきましたが、内容についてのご意見等ありましたら挙手をお願いいたします。白木委員。

○**委員** 去年の場合は学校規模の適正化が入っていましたが、今年は出ていないのですけれど、これは学校規模の適正化はなくなったということでもいいのですか。

○**教育長** 深野教育次長。

○**教育次長** 学校規模の適正化につきましては、これまで笠戸島地区の廃校、それから米川小学校の休校等それぞれ取組を進めておりまして、一定の成果が出た状況となっております。

現段階におきましては、喫緊に取り組むべき課題については特にないということで項目からは除外をしておりますけれども、今後とも児童生徒数の状況につきましては、注視しながら進めていくということにしております。

○**教育長** そのほかございますか。江口委員。

○**委員** ナンバー２４番ですが、生涯学習による人づくり・地域づくり事業、これは事業が縮小になっています。これは内容を見ると例えば、笑顔が笑顔を呼ぶまちづくりとか星のふるまち童謡フェスタとか、非常に市民と関係ある部署なのですが、これが縮小というのは、残念な気がするのですけれども、どうでしょうか。

○**教育長** 引頭課長。

○**生涯学習振興課長** これは令和３年度をもって、この事業の大きな柱の一つであった童謡フェスタが終了したということで、これまでと比べて縮小という評価にしております。これをそのまま小さくしていくという意味ではないので、写真コンテストなどは今年度も、明日までの募集でやっておりますし、親子の日フェスタも３年ぶりに通常開催にしてくださいの方に来ていただいております。ということで、来年度はまた違う評価をするようになるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○**教育長** 江口委員。

○**委員** この活動が活発になってほしいと思う一人なのですが、特に童謡フェスタがなくなって代わりのものが何かできるのかなと思ったら、できていないということですね。その３年度の節目を持って事業を終了するという、事業という意味が分からないのですけれども、これは市民としてはずっと続けてほしいという希望があったと思うのですけれども、市民から反対の意見というか、もっと続けて欲しいという希望はなかったのですか。

○**生涯学習振興課長** もちろん、参加者の方はそういった意見もございましたが、やはり、２０回ということの節目ということで、皆さんにはご理解いただいているという判断をしております。

○**教育長** よろしいですか。林委員。

○委員 一つは、ナンバー5ですけれど、海外語学研修生の派遣事業、これは今までずっとコロナの影響でなくなっていたのですけれど、来年度は正式にやるということになっているのですか。やり方については、例えば今までと同様、光と上関とでやるのですか。今までと同規模の募集人員とかになるのかどうかというあたりをお伺いします。

○教育長 深野教育次長。

○教育次長 海外語学研修生の派遣事業につきましては、令和4年度につきましてはコロナの状況、蔓延している状況におきまして、中止をせざるを得ない状況でございました。

令和5年度につきましても、そういった状況が続いておりましたので中止と。来年度につきましても、やはり光市、上関町と、協議をしてから決めていくということにはなろうかと思います。

○委員 まだやるという方向で進んでいるのですか。

○教育長 深野次長。

○教育次長 そうですね、事業としては妥当性・関与性は高い評価も委員さんから意見のほうは頂いております。コロナの状況等を見ながら、協議はしていきたいと思っております。

○教育長 いいですか。

○委員 いいです。

○教育長 今年度は派遣を見送ったわけですが、コロナの関係では、向こうでコロナに罹患した場合はどう対応したらいいか。隔離がありますので、一緒に行動もできず、帰国もできないかもしれない等、課題があり、非常に難しい判断ですが、最後の最後まで審議をして今年度は安全を考えてもう1年見送ろうとなっております。

来年度についてはいろいろな検討事項があると思いますが、ぜひとも事業が発展的に継続できればいいというふうに思っております。

ただ、油代とか渡航費が高騰しており、旅費がかなりかかるということで、例年どおりの人数が派遣できるのかどうかということもまた検討していかなくはいけないだろうし、保護者からの持ち出しが増えますので、それも踏まえていろいろなところから再検討して、新たな事業として見ていく必要があると思っております。

そのほかございますか。木佐谷委員。

○委員 26ページのナンバー10ですけれど、サテライトルームの今の利用状況が分かたら教えていただきたいと思います。

○教育長 藤田課長。

○学校教育課長 4年度から市内の公民館3か所に設けました希望の星ラウンジのサテライトルームについてですけれども、今の利用状況、小学生・中学生、若干名、本当に数えるほどの1桁程度の人が利用しています。ただ、人によっては毎週使ってくれた子もいるのですけれども、やっぱり非常に少ない利用状況であります。3か所全てのところに広がるかという全くない公民館もございますし、それから先ほど言ったように、毎週使ってくれているお子さんもいらっしゃいます。

ただ、不登校の子供たちの一つの手段というか、登校へのきっかけ、社会からのきっかけとして設置していたものですので、そんなにたくさん来るものではないというふうに思うので、これが始まって半年、一つのきっかけづくりにしてまた周知を進めるとともに、いろいろな学校からの依頼とかお願いもありますので、それを踏まえながら違う方向とかを併せながら考えていきたいと思っております。

○**教育長** よろしいですか。

○**委員** はい。

○**教育長** 課題は何ですか。藤田課長。

○**学校教育課長** 家にいる子たちが近いということで使ってほしかったという思いがあって開設したもののなのですけれども、人に見られるとか、多くの人の中に入るのが苦手な子供たちも結構いましたので、公民館とか、人が集まるような場所に行くとか、親が連れていかなくてもいいのですけれども、自分で歩いていくようなモチベーションが難しいのかなあと考えております。例えば中学校の3年生が近づいてきて「勉強を頑張らないといけない。でも、ラウンジは遠い」「あそこにいいところがある。1回でも行ってみようか」という気持ちが盛り上がって、公民館の中でもやっていけるよという子がいるのなら、それはまた有意義な場所であると思っています。そういった課題があります。

○**教育長** ありがとうございます。

そのほかございますか。江口委員。

○**委員** ページで言えば44、45、それから47ですが、芸術とか文化、音楽、こういったもののなのですが、その評価が妥当性・有効性・公平性ともBとなっています。みんな一生懸命やっていると思うのですが、なぜ評価が低いのでしょうか。ましてや、45ページの吹奏楽については、関与性はCとなっています。どうしてこう厳しい評価になっているのですか。

○**教育長** 引頭課長。

○**生涯学習振興課長** 吹奏楽の関与性Cにつきましては、市が吹奏楽団という民間の団体を補完しているという意味でCをつけておりました。市が実施主体で必ずしもあるべきというふうに法で決まっているわけでもない、そういった観点から吹奏楽についてはC評価をつけております。

○**委員** ちょっと評価が厳しいのではないかと思います。

○**教育長** 河村部長。

○**教育部長** このA・Bの評価なのですが、今、課長が申しましたように、2ページのところを見ていただければ分かりますが、市が直接的に行政としてやらなければならないかどうかとか、それに対して市が直接的にやるものか、あるいは民間が主体となるものを市が助けるものかどうかというような視点でA・B・Cを見ておりますので、AがすばらしくてCが劣るとは少し違います。そういう認識で捉えていただきたいというふうに思います。

○**委員** そういったことですか。

○**教育部長** はい。

○**委員** どうもこの評価とか妥当性・有効性・効率性・関与性、この意味がすごく難しいです。よく分析してつけていると思います。市は直接関与していない民間の事業という考え方ということですね。

○**教育長** そもそも下松市の吹奏楽協会というのは民間です。民間が自主的に運営をしている団体なのですが、立ち上げの経緯から、子供たちや市民の音楽に対する関心を市としてバックアップして支援しています。だから、下松市の場合、市の吹奏楽協会に対して他に類がないほどサポートしているわけです。

下松市の教育委員会の事務局はとってもよくやっているということでAだと思います。

○**委員** 私もそう思います。

○**教育長** けれど、評価基準にあるように、民間でやるべき活動を市として補完している業務であるということでCをつけております。だから、AがよいのかBがよいのかCがよいのかという、区分けではなくて、今やっている事業の関わりは、Cのカテゴリーに属するということを理解していくということです。

○**教育長** 深野教育次長。

○**教育次長** こちらにつきましては、教育委員会のほうで了承いただければ、ホームページ等でも公開をしておりますし、そういったところは評価基準に照らしてどうなのか、そういったところも見ていただきたいと思います。

妥当性とか有効性、それぞれの意味がどうなのかいうところは、この評価基準と照らし合わせながらご確認を頂くということと、評価委員の皆さんにも5ページからそれぞれご意見のほうも頂いておりますし、その評価も併せてご覧いただきながら参考になるご意見は多数頂いておりますので、市としてはこういった評価を受けて自己評価の部分、それから評価委員の方にも確認を頂いて、ホームページで公表をしているというところで進めていくことにしております。

○**教育長** 江口委員

○**委員** 47ページの歴史伝統のほうは、埴輪関係とか古墳関係が一切ないのですか。

○**教育長** 引頭課長。

○**生涯学習振興課長** 事務事業を構成する業務の中に、埋蔵文化財保護経由事務ですとか、歴史民俗資料展示コーナー、企画運営、郷土資料展示収蔵施設である島の学び舎ですとか、その中に埋蔵文化財の埴輪を管理する、埋蔵文化財のことは含まれているというふうに考えていただけたらと思いますので、天王森古墳の埴輪というものを一つの業務としては上げてはおりません。

○**委員** 私はすごく皆さん頑張っているし、予算もつけているし、総合評価を継続あるいは拡充のほうに入ってもよいぐらいだと思います。今後、応援してほしいという意味なのです。だから、評価は市の方針にも入ると思うので、民間にも協力してやりたいと、応援してやりたいと。そうしたら、総合評価は拡充になるという感じがします。

○**教育長** 天王森古墳の関係の事業は、年々大きくなっていくので、業務の見直しはまた来年に向けて検討してください。

そのほかございますか。林委員。

○**委員** 33ページ、ナンバー17です。今後の課題のところの一番下、事業の5番です。地域未来塾について書かれているのですが、ICT機器を使って、学校に来られない子が、あるいは塾にも来られない子が家からパートの先生のところに質問して、その回答をということを経最初は目指してはいたのですけれど、とてもそこまでは難しいと思います。

○**教育長** 引頭課長。

○**生涯学習振興課長** 地域未来塾ではICTの機器等の活用が課題というふうに、この原案を変えさせていただきたいと思います。

それから、歴史伝統の保護、ナンバー31、47ページにつきましては、総合評価としては拡充に変えさせていただきたいと思います。

○**委員** いいと思います。

○**教育長** よろしくお願ひします。そのほかございますか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、この議案第11号の事務事業点検評価につきまして、先ほどご指摘いただいたところの訂正をし、最後、正式なものを印刷してお渡ししたいというふうに思います。

この場で可決ということにして、よろしいでしょうか。では「案」を消していただくということでよろしくお願ひいたします。

(4) 報告第24号 専決処分について

○**教育長** それでは、続きまして、報告第24号、専決処分についてを議題といたします。引頭課長。

○**生涯学習振興課長** 報告第24号、専決処分についてご説明いたします。

資料は6ページからになります。

この議案は、下松市公民館条例の一部を改正する条例について、9月議会に提出する際、教育委員会の意見につきまして、異議のない旨ということを経決処分したものでございます。

条例の一部改正の内容でございますが、下松中央公民館の交流室7と交流室8、いわゆる学習室、学生が自主勉強するための部屋になりますが、こちらの無料開放時間を「午後5時まで」から「午後6時半まで」にするという改正の変更を行いました。これに伴い、無料開放が終了した以降の有料の使用時間が増えになりますので、その部分について料金設定の変更を行いました。

7ページの下の表が、従前の5時までと5時以降の料金につきまして、5時以降の料金

が2,670円、540円につきましては時間外の金額になります。括弧書きは、営利団体等が利用する場合の利用料金になります。

8ページ、これが6時半になった変更後のこのように改正するというので、6時半以降、5時から6時半になりますので有料の時間が短くなっておりまして、1,860円に変更というふうになっております。

説明は以上になります。

○教育長 専決処分について、公民館条例の改正について説明がありましたが、質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは、報告事項ですので、よろしくお願いいたします。

～ その他報告・連絡事項 ～

○教育長 それでは、その他の報告事項がありましたらお願いいたします。長弘図書館長補佐。

○図書館長補佐 机上に令和4年度図書館年報をお配りしております。

これは図書館の貸出し等の実績や令和4年度で取り組んだ事業について毎年作っているのですが、それをまとめたものであります。令和2年、3年とコロナの関係で利用がかなり落ち込んでいたのですが、令和4年度はまた上向きになっております。平成30年度がコロナの関係なく、かなり高い水準だったのですが、コロナが明けて、またそこに向かってもう一度気を引き締めて取り組んでいるところです。ご覧いただけたらと思います。

以上です。

○教育長 ありがとうございます。

そのほかございますか。金子教育総務課長補佐。

○教育総務課長補佐 10月の予定をお伝えします。資料は9ページになります。

10月は、4日下松市教育研究大会が行われます。また、26日美祢市で山口県市教育委員会協議会研修会、27日に定例会を行います。以上です。

○教育長 そのほかございますか。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして第9回の教育委員会定例会を終了したいと思います。お疲れさまでした。

午後2時15分終了